

防災・減災対策等の推進について

平成30年4月9日に島根県で震度5強を記録した地震や、平成28年10月21日に震度6弱を記録した鳥取県中部地震では人的被害や住家被害が多数発生したほか、公共土木施設や文化観光施設等の公共施設も被災し、復旧・復興に向け官民が全力を挙げているところであるが、今なお復旧・復興の途上である。

そのほかにも近年、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生した「平成28年熊本地震」や、広島・山口両県に甚大な土砂災害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、豪雪による幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航なども発生している。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

大規模な災害が発生した場合は、被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受け入れなど、被災地に幅広い支援を行う自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

2 被災者に対する支援制度の拡充

被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、新たな財政支援措置など、さらに改善を進めること。

3 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

(1) 住民のライフスタイルの違いに配慮した情報発信や、地域、学校及び企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、短時間で効果的な防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民自らが災害から命を守るための行動を促す取組を加速すること。

特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

(2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした地域防災力強化の取組について、財政措置の充実を図ること。

4 総合的な土砂災害対策の推進について

(1) 近年、全国各地で局地化、激甚化している豪雨や地震による土砂災害が発生していること、また、大分県中津市で人的被害を伴う大規模な土砂災害が発生したことを踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業に加え、砂防・治山が連携した流木対策についても強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

については、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

5 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する洪水や高潮などの大規模な水害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

加えて、想定し得る最大規模の洪水等から迅速に避難する体制を構築し人命を守るために、水防法改正に伴う浸水想定区域の見直し等に対する財政措置の拡充を図ること。

(2) 道路・港湾・空港施設・上下水道・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、住民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインである上下水道施設や、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用に対する国の支援の延長及びさらなる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置を行うこと。

また、住宅や社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講じること。

併せて、私立学校における耐震化補助の平成31年度以降への補助年限の延長に加えて補助率の嵩上げや、補助単価の引上げを図り、十分な

予算措置を行うこと。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靭な道路ネットワークを構築すること。

(5) 公共交通機関の豪雪対策について

豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

6 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

7 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

8 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人一人に寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

また、国、被災自治体、応援自治体間での費用負担のあり方を明確化し、

これに応じて、各自治体に対する十分な財政措置を講じること。

9 原子力防災対策の強化について

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人事費など必要な経費について財政措置を講じること。

平成30年5月23日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 翱政